

## 連絡票(保護者記載用)

令和 年 月 日記

※必ず調剤書を添付すること・飲み薬は1回分だけ持参すること・職員に手渡すこと

依頼先 幼稚園名	横芝まさご幼稚園	宛
依頼者 保護者氏名	連絡先の Tel	
子どもの氏名		
主治医 (	Tel 病院・医院)	
病名(又は症状)		
○飲み薬の服用日時 月 日( )~ 月 日( )【 日間】 ・食前 / 食後 ・飲ませ方…		
○塗り薬を使用する場所とタイミング ・塗る場所… ・いつ使用するか、どのような場合使用するか 〔 〕		
その他の注意事項		
幼稚園記載欄		
・薬の連絡票の受取日	年 月 日	受け取り者サイン
・薬を飲ませた日時 ①	年 月 日 時	職員サイン
②	年 月 日 時	職員サイン
③	年 月 日 時	職員サイン
④	年 月 日 時	職員サイン
⑤	年 月 日 時	職員サイン
⑥	年 月 日 時	職員サイン

保護者の方へ  
園でのくすりの対応について

- 1、お子さんの薬は、本来は保護者が登園して与えていただくのですが、緊急やむを得ない理由で保護者が登園できない時は、保護者と園側で話し合いのうえ、幼稚園の担任が保護者に代わって与えます。この場合は、万全を期するため「連絡票」に必要事項を記入していただき、薬に添付して幼稚園に手渡していただきます。
- 2、薬は、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りです。
- 3、保護者の個人的な判断で持参した薬は、幼稚園としては対応できません。
- 4、座薬の使用は原則として行いません。やむを得ず使用する場合は、医師からの具体的な指示書を添付してください。なお、使用に当たっては、その都度保護者にご連絡しますのでご了承ください。
- 5、初めて使用する座薬については、対応できません。
- 6、「熱が出たらませる」「咳が出たら…」「発作が起こったら…」というように症状を判断して与えなければならない場合は、幼稚園として判断できませんので、その都度保護者にご連絡しますのでご了承ください。
- 7、慢性の病気(気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気)の、日常における投薬や処置については、子どもの主治医または囑託医の指示に従うとともに、相互の連携が必要です。
- 8、持参する薬について
  - ① 薬を持たせる際は、必ず右の「連絡票」と処方された薬の「調剤書」のコピーを添付し、職員に手渡してください。
  - ② 使用する薬は、必ず1回ずつ分けて、当日分のみご用意ください。
  - ③ 袋や容器にお子さんの名前を記載してください。
- 9、主治医の診察を受けるときは、お子さんが現在〇〇時から〇〇時まで幼稚園に在園していることと、幼稚園では原則として薬の使用ができない事をお伝えください。



左の票を原本として、  
各ご家庭で必要な時はコピーして持たせて下さい。